

〔論 説〕

法人税法における暗号資産税制の問題点 (1)

一 期末時価評価課税の改正提言一

泉 絢 也

I はじめに

日本の暗号資産（仮想通貨）税制は世界的にみて負担が重すぎるという不満は早くから利用者や業界から示されていた。それは、個人の所得に対する課税の文脈で示されることが多かった。暗号資産の譲渡による所得は、分離課税や比例税率の適用対象外である上、国税庁が原則として雑所得であるという見解を示したため、その譲渡による利益に対して、復興所得税を除けば、個人所得税の税率が地方税と合わせて最大55%となるからである。また、国税庁は、暗号資産の譲渡による所得は、キャピタルゲイン（資産の値上がり益）ではなく、譲渡所得に該当しないという立場を採用している⁽¹⁾。このため、シンガポールのようなキャピタルゲインを非課税とする国のみならず、アメリカやオーストラリアのような（暗号資産も含めて）キャピタルゲインに軽課したり、少額非課税としたりする国との対比においても日本の暗号資産税制の税負担の重さが強調されてしまうという事情もある⁽²⁾。

最近では、法人税の暗号資産税制に対する批判も高まっている。そのきっかけの1つは、令和3年11月8日に掲載された日本経済新聞の「酷税に失望、デジタル頭脳去る 暗号資産の調達に法人税、『日本では戦えない』」という記事である⁽³⁾。この記事は、暗号資産

-
- (1) ただし、政府は、令和4年4月15日付けで、暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱いに関する質問主意書に対する答弁書において、「支払手段としての性質や資産の価値の増加益が生ずる性質を複合的に有する資産」が譲渡所得の基因となる資産に該当するか否かについて、「個別具体的な資産の性質により判断される」と述べている。支払手段としての性質を有する暗号資産の中には資産の価値の増加益も生ずる性質を複合的に有するものもあることを認めた上で、そのようなものが譲渡所得に該当する余地を肯定しているようにみえる。伏線となる国会答弁に関する議論として、泉絢也「なぜ、暗号資産（仮想通貨、暗号通貨）の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか？—国会における議論を手掛かりとして—」千葉商大論叢57巻1号109頁以下（2019）参照。
 - (2) この点に関して、泉絢也「仮想通貨（暗号通貨、暗号資産）の譲渡による所得の譲渡所得該当性—アメリカ連邦所得税におけるキャピタルゲイン及び為替差損益の取扱いを手掛かりとして—」税法学581号3頁以下（2019）、同「オーストラリアのキャピタルゲイン税制と暗号資産（仮想通貨）課税」千葉商大論叢58巻2号141頁以下（2020）参照。
 - (3) この記事では、Stake Technologiesの渡辺創太氏やtechtecの田上智裕氏がインタビューに応じている。本稿を作成するに当たり、期末時価評価課税の実務上の問題点や暗号資産業界の状況等について、両氏及びmercari R4Dリサーチの栗田青陽氏（Twitter ID:@niwatako）から個別に多くの御教示をいただいた。この場を借りて、感謝を申し上げたい。もちろん、本稿の文責はすべて筆者にある。渡辺氏の見解については、同氏のブログ記事「Web3において日本の税制を変えない限り日本に未来はないと思う件について。」参照。https://note.com/sota_watanabe/n/n40b7d78b009a。なお、本稿で引用するURLの最終閲覧日はいずれも令和4年6月6日である。

をめぐる税制が足かせになるとして有力スタートアップが相次ぎ国外に脱出しており、フィンテックの中核をなすブロックチェーン（分散型台帳）技術の開発で日本が競争力を失いかねないと指摘する。ここでいう税制とは、トークン（本稿との関係では、資金決済法2条5項⁽⁴⁾の暗号資産を含む電子的な代用通貨や証憑のようなものと理解しておけば足りる）を発行して資金調達した場合の収益に対する税制と、法人が期末に保有する暗号資産の時価評価損益を所得計算に反映させる税制（以下「期末時価評価課税」という）である。最近では、このうち期末時価評価課税に対する批判が各方面からなされている。

本稿は、期末時価評価課税を中心に法人税法における暗号資産税制に関する問題点を取り上げる。具体的には、法人税法施行令118条の6第5項について、（法的根拠は判然としないものの）個別法の適用それ自体は合理性を認めうるが、一時的に必要な暗号資産の取得の場合のみ個別法を適用することは困難であるという実際の実務や現状も踏まえて、個別法の採用を明記するほか、個別法以外の選択肢を認めるなど同項の内容の見直しを検討すべきであるという見解を述べる。また、期末時価評価課税の問題点と解釈論等による解決の困難性を指摘した上で、期末時価評価課税の対象を市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的（短期売買目的）で保有している市場暗号資産に限定し、それ以外のものを対象外にするという税制改正の方向性を提言する。

II 法人税法における暗号資産税制

法人税法には、大きく分けて3つの暗号資産に関する特別の定め（別段の定め）が用意されている。それは、暗号資産を譲渡する場合の計算に関する規定、期末時価評価課税に関する規定、暗号資産信用取引に関する規定である。このうち、本稿における考察対象は、暗号資産を譲渡する場合の計算に関する規定と期末時価評価課税に関する規定である。

1 暗号資産の譲渡損益の算定方法等（法人税法61条1項）

(1) 譲渡損益の算定方法と1単位当たりの帳簿価額の算出の方法

法人税法61条1項は次のとおり定めている。

「内国法人が短期売買商品等（短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるもの（有価証券を除く。）及び資金決済に関する法律…第二条第五項（定義）に規定する暗号資産（以下この条において「暗号資産」という。）をいう。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額（第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、第六十二条から第六十二条の五まで（合併等による資産の譲渡）の規定の適用がある場合を除き、その譲渡に係る契約をした日

(4) 令和4年6月3日に安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律が成立した。改正後の資金決済法において、暗号資産の定義を定める規定は、2条5項から14項に移されるとともに、その定義から電子決済手段が除かれた。

(その譲渡が剰余金の配当その他の財務省令で定める事由によるものである場合には、当該剰余金の配当の効力が生ずる日その他の財務省令で定める日)の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

- 一 その短期売買商品等の譲渡の時ににおける有償によるその短期売買商品等の譲渡により通常得べき対価の額
- 二 その短期売買商品等の譲渡に係る原価の額 (その短期売買商品等についてその内国法人が選定した1単位当たりの帳簿価額の算出の方法により算出した金額 (算出の方法を選定しなかつた場合又は選定した方法により算出しなかつた場合には、算出の方法のうち政令で定める方法により算出した金額) にその譲渡をした短期売買商品等の数量を乗じて計算した金額をいう。)

ここでいう短期売買商品等については、「短期売買商品」と「等」に分けて理解するとよい。前者は「有価証券以外で短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるもの」、後者は「資金決済法上の暗号資産」である。法人税法61条1項は、このような短期売買商品等の譲渡損益について、次のとおり算出することを定めている。

短期売買商品等の譲渡損益 = ① - ②

- ① その短期売買商品等の譲渡の時ににおける有償によるその短期売買商品等の譲渡により通常得べき対価の額
- ② その短期売買商品等の譲渡に係る原価の額 (※)

(※) ② = ③ × ④

- ③ 法人が選定等した1単位当たりの帳簿価額の算出の方法により算出した金額
- ④ 譲渡をした短期売買商品等の数量

上記③の法人が選定等した1単位当たりの帳簿価額の算出の方法により算出した金額に関する具体的なルールは、政令で定められている。短期売買商品等の1単位当たりの帳簿価額を算出する際にその取得価額が必要となる。短期売買商品等の1単位当たりの帳簿価額の算出の基礎となる取得価額の算出の方法は、おおむね、購入した短期売買商品等についてはその購入の代価 (購入のために要した費用の額を加算した金額)、それ以外のものはその取得の時ににおけるその短期売買商品等の取得のために通常要する価額である (法人税法61⑩、法人税令118の5)。

短期売買商品等の譲渡に係る原価の額を計算する場合におけるその1単位当たりの帳簿価額の算出の方法は、移動平均法又は総平均法である。これらの内容はおおむね次表に示すとおりである (法人税法61⑩、法人税令118の6①)。

この短期売買商品等の1単位当たりの帳簿価額の算出の方法は、その種類又は銘柄 (以下「種類等」という) ごとに選定しなければならない (法人税令118の6③)。暗号資産については銘柄ではなく種類という語を用いることになる。

移動平均法	短期売買商品等をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等を同じくする短期売買商品等の取得をする都度その短期売買商品等のその取得の直前の帳簿価額とその取得をした短期売買商品等の取得価額との合計額をこれらの短期売買商品等の総数量で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもってその1単位当たりの帳簿価額とする方法
総平均法	短期売買商品等をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、その事業年度開始の時に有していたその短期売買商品等の帳簿価額とその事業年度において取得をしたその短期売買商品等の取得価額の総額との合計額をこれらの短期売買商品等の総数量で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもってその1単位当たりの帳簿価額とする方法

令和元年度の税制改正では、暗号資産は、その保有の態様によっては棚卸資産に該当することがあることも否定できないものの、その譲渡原価の計算方法が定められたため、適用条項の重複を排除するという観点から、棚卸資産の範囲から除外されている（法人税220）。これにより、暗号資産については、低価法や最終仕入原価法等の棚卸資産に固有の期末評価方法を適用することはできないこととなる（法人税29①、法人税令28）⁽⁵⁾。棚卸資産の特別な評価の方法も然りである（法人税29②、法人税令28の2）。

法定評価方法は移動平均法であり、算出の方法を選定しなかった場合又は選定した方法により算出できなかった場合は、移動平均法を適用することになる（法人税61①二、法人税令118条の6⑦）。ただし、税務署長は、法人が自ら選定した方法や法定評価方法により、1単位当たりの帳簿価額を算出できなかった場合において、その法人が行った算出方法が移動平均法又は総平均法のいずれかであり、かつ、その方法によっても各事業年度の所得の金額の計算を適正に行うことができると認めるときは、その方法により計算した各事業年度の所得の金額を基礎として更正又は決定をすることができる（法人税令118の6⑧）。なお、個人の場合の法定評価方法は総平均法である（所得税令119の5①）。移動平均法を適用するためには継続的な帳簿記録が必要になるところ、法人と異なり、暗号資産を売買している個人の中には、所得税法上そのような継続的な帳簿記録を作成することが必ずしも前提とされていない者がいることや、継続的な帳簿記録の要請をすることが現実的ではない者が少なからず存在することなどを考えると、個人と法人でかように法定評価方法が異なることも理解できよう。

法人は、暗号資産の取得をした場合には、その取得をした日⁽⁶⁾の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、その暗号資産と種類（ビットコイン、イーサなど）を同じ

(5) 財務省HP『令和元年度 税制改正の解説』290頁参照。https://warp.dandl.go.jp/infondlj/pid/11344177/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2019/explanation/index.html。なお、同年度の改正で、固定資産の範囲から仮想通貨が除外されたこと（法人税令12）については、「国際会計基準審議会において仮想通貨の無形資産への該当性の議論がされたことを踏まえ、仮想通貨が固定資産に該当しないことが明確化されたもの」と説明されている。

くする暗号資産につき、移動平均法又は総平均法のうち、そのよるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない⁽⁷⁾。ただし、次の場合は除く（法人税令118の6④）。

- ・ その取得日等の属する事業年度前の事業年度においてその暗号資産と種類を同じくする暗号資産につき、この届出をすべき場合
- ・ 公益法人等又は人格のない社団等が収益事業以外の事業に属する暗号資産の取得をした場合

(2) 一時的に必要な暗号資産の取得等の除外

移動平均法を適用する場合には暗号資産の取得の都度平均単価を洗い替え、総平均法を適用する場合には期首に保有する暗号資産と事業年度内に取得した暗号資産の取得価額を合計して平均化することとなるところ、この場合の取得には次のものを含まない（法人税令118の6⑤）⁽⁸⁾。

- ① 暗号資産を購入又は売却し、あるいは種類の異なる暗号資産に交換しようとする際に一時的に必要なこれらの暗号資産以外の暗号資産を取得する場合におけるその取得
- ② その取得する暗号資産を自己以外の者の計算において有することとなる場合におけるその取得

上記①を巡る問題については後で検討する。上記②について、例えば暗号資産交換業者における預り暗号資産の取得も、取得には含まれうるが、譲渡損益の計算上は無関係であることから、譲渡原価の計算から除外されたということである⁽⁹⁾。

なお、移動平均法と総平均法に限定されているのは、「仮想通貨は有価証券や短期売買商品と同様、価格の変動について一般的な傾向をもっていないことから、平均単価に基づき計算を行うことが望ましいと考えられることによります」と説明されている⁽¹⁰⁾。

(3) 一時的に必要な暗号資産の取得を巡る問題

上記①の定めは、暗号資産交換業を行う者との間で取引できる暗号資産の中には、その

-
- (6) 次の場合も含み、かつ、この場合の取得をした日とは、それぞれに定める日となる（法人税令118の6④）。
 - ① 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等につき、収益事業以外の事業に属する暗号資産が収益事業に属する暗号資産となった場合
その収益事業に属する暗号資産となった日
 - ② 公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等につき、その普通法人又は協同組合等に該当することとなった時の直前において収益事業以外の事業に属する暗号資産を有していた場合
その該当することとなった日
 - (7) 事業別別の評価方法の選定について、法人税基本通達2-3-64参照。また、評価方法を変更する場合には、新たな評価方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに変更申請書を所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、税務署長は、その法人が変更前の評価方法を採用してから相当期間（原則として3年と考えられている）を経過していないとき、又は変更しようとする評価の方法によってはその法人の各事業年度の所得の金額の計算が適正に行われ難いと認めるときは、その申請を却下することができる（法人税令30、118の6⑥、法人税規26の8、法基通2-3-64等）。
 - (8) 財務省HP・前掲注(5)280頁参照。
 - (9) 財務省HP・前掲注(5)282頁参照。

顧客においては、現金（外国通貨を含む）との交換ができず、他の特定の暗号資産との交換のみができるものがあるところ、このような暗号資産の購入又は売却、あるいは他の暗号資産との交換をしようとする際に、一時的に特定の暗号資産を有することが必要となる場合には、取得価額を平均化するのとは実態に合わないと考えられることから、取得価額の平均化の対象から除外している。一方、現金又は特定の暗号資産のいずれにも交換できる暗号資産は、現金との交換が可能であることから、その暗号資産を現金化する際にその暗号資産と交換にその特定の暗号資産を取得しても、その特定の暗号資産の取得は、一時的に必要な暗号資産の取得には該当しないと考えられている⁽¹¹⁾。

この点に関して、法人税基本通達2-3-65は、一時的に必要な暗号資産を取得した場合の取扱いとして、次のとおり定めている。

「令第118条の6第5項《短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等》に規定する一時的に必要な暗号資産を取得する場合とは、暗号資産を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる暗号資産に交換しようとする際に、その暗号資産（種類の異なる暗号資産との交換にあつては、その有する暗号資産又はその種類の異なる暗号資産）がいずれの暗号資産交換業者においても、本邦通貨及び外国通貨（以下2-3-65において『本邦通貨等』という。）と直接交換することができないこと（種類の異なる暗号資産との交換にあつては、その有する暗号資産とその種類の異なる暗号資産とが直接交換することができないことを含む。）から、本邦通貨等（種類の異なる暗号資産との交換にあつては、その種類の異なる暗号資産）と直接交換することが可能な他の暗号資産を介して取引を行うため、一時的に当該他の暗号資産を有することが必要となる場合をいうことに留意する。

この場合において、一時的に必要な暗号資産の譲渡原価の計算における一単位当たりの帳簿価額は、個別法（当該暗号資産について、その個々の取得価額をその取得価額とする方法をいう。）により算出することに留意する。」

国税庁は、令和元年6月28日付課法2-10ほか2課共同『「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）の趣旨説明」において、上記通達の趣旨について次のとおり解説している⁽¹²⁾。

「仮想通貨交換業者（資金決済に関する法律第2条第7項《定義》に規定する仮想通貨交換業を行う者をいう。）との間で取引できる仮想通貨の中には、いずれの仮想通貨交換業者（日本の仮想通貨交換業者に限らず、外国の仮想通貨交換業者も含む。以下、

(10) 財務省 HP・前掲注(5)280頁。武田昌輔＝久保田一信「法人税法の改正（二）」国税庁『昭和40年 改正税法のすべて』118頁（国税庁1965）は、上場されている有価証券の評価の方法について、原価法のうちの総平均法と移動平均法、あるいは低価法のみを認め、先入先出法や後入先出法等を採用することを認めなかったのは、有価証券は商品等の棚卸資産と異なり、「価格の変動について一般的傾向をもっていないこと等によるものと解すべき」と説明している。

(11) 財務省 HP・前掲注(5)281～282頁参照。

(12) <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/200708/index.htm>.

同じ。)においても本邦通貨等と直接交換することができず、他の特定の仮想通貨とのみ交換できるものがある。他の特定の仮想通貨とのみ交換できる仮想通貨を本邦通貨等と交換する場合には、一旦、他の特定の仮想通貨を介せざるを得ないこととなる(例えば、いずれの仮想通貨交換業者においてもA仮想通貨を本邦通貨等に直接交換することができない場合、A仮想通貨と交換が可能であり、かつ、本邦通貨等とも交換が可能なB仮想通貨に一旦交換し、B仮想通貨から本邦通貨等に交換することとなる)。この規定は、仮想通貨の購入・売却・異なる種類への交換に際し、一時的に保有する仮想通貨の取得価額を平均化することは実態に合わないことから、その一時的に保有する仮想通貨は取得価額の平均化の算出計算の対象から除外するというものであるから、ここでいう一時的に必要な仮想通貨を取得する場合とは、全世界的に本邦通貨等と直接交換することができない仮想通貨について、本邦通貨等に交換するために取得が必要となる仮想通貨を取得する場合に限られることを明らかにしている。[下線筆者]

「また、仮想通貨交換業者との間で取引できる仮想通貨の中には、いずれの仮想通貨交換業者においても保有する仮想通貨と種類の異なる特定の仮想通貨を直接交換することができず、一時的に他の特定の仮想通貨を介せざるを得ないものがある(例えば、A仮想通貨をC仮想通貨に直接交換することができない場合、A仮想通貨と交換が可能であり、かつ、C仮想通貨とも交換が可能なB仮想通貨に一旦交換し、B仮想通貨からC仮想通貨に交換することとなる)。このような理由により一時的に他の特定の仮想通貨(この場合、B仮想通貨をいう。)を保有することが必要になった場合についても、上記2と同様であることから、他の特定の仮想通貨の一単位当たりの帳簿価額の算出計算においては対象から除外される旨を明らかにしている(本通達の本文括弧書)」

「なお、この一時的に他の特定の仮想通貨を取得する場合の譲渡原価の計算における一単位当たりの帳簿価額は、個別法により算出することを本通達において留意的に明らかにしている。[下線筆者]

この解説によれば、法人税法施行令118条の6第5項にいう一時的に必要な暗号資産を取得する場合とは、暗号資産を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる暗号資産に交換しようとする際に、その暗号資産が、全世界的に、つまり日本の暗号資産交換業者に限らず、外国の暗号資産交換業者も含むいずれの暗号資産交換業者においても、本邦通貨や外国通貨と直接交換することができない暗号資産について、これらに交換するために取得が必要となる暗号資産を取得する場合に限られることを明らかにしたのが上記通達であるという理解になる。この場合において、一時的に必要な暗号資産の譲渡原価の計算における1単位当たりの帳簿価額は、個別法(当該暗号資産について、その個々の取得価額をその取得価額とする方法)により算出することが当然であることを上記通達は留意的に明らかにしているという。

しかしながら、上記通達及び上記解説の内容には問題がある。まず、個別法を適用するという取扱いの根拠条文が判然としない。評価法として個別法(期末棚卸資産の全部について、その個々の取得価額をその取得価額とする方法。法人税29①、法人税令28①一イ)

を用意する棚卸資産に準じた処理を解釈論で採用しているのであろうか。しかしながら、これは簡単ではない。

第1に、棚卸資産の定義から暗号資産は除かれている（法人税2二十）。販売目的で保有しているか否か、短期売買目的で有しているか否かに関わらず、暗号資産であれば一律に棚卸資産から除外されるのである。棚卸資産の売上原価等を計算する場合の棚卸資産の評価は、期末棚卸資産に対するものであるのに対して、暗号資産の譲渡原価を計算する場合におけるその1単位当たりの帳簿価額の算出の方法は期末暗号資産を対象を限定する書振りとなっていない（法人税61①二・⑩、法人税令118の6①）。この点は所得税法48条の2第1項と異なることに注意）。第2に、仮に上記の解釈を採用するならば、棚卸資産には認められている最終仕入原価法や低価法の適用が、暗号資産の場合になぜ排除されるのかについて、説明が求められる。非減価償却資産として減価償却資産に準じた処理が可能であるとして解釈する場合にも同様の理由により、慎重な検討が必要である。

また、実務では、法人税法施行令118条の6第5項や上記通達の実取扱いが徹底されているとはいえず、一時的に必要な暗号資産の取得の場合も、通常どおり、移動平均法又は総平均法が採用されていることが多いようである。考えられる要因として、一時的に必要な暗号資産の取得を抜き出す作業とかかる暗号資産についてのみ個別法を選択することが煩雑である点や、国税庁がFAQで一時的に必要な暗号資産の取得に該当するケースを取り上げていない点を挙げることができる。

さらに、上記解説は、一時的に必要な暗号資産を取得する場合とは、全世界的に本邦通貨等と直接交換することができない暗号資産について、本邦通貨等に交換するために取得が必要となる暗号資産を取得する場合に限られることを上記通達で明らかにしているというが、その妥当性については疑問がある。日本で暗号資産交換業者として登録していない外国の暗号資産交換業者は、少なくとも建前上、国内にある者に対して、暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換、これらの行為の媒介、取次ぎ又は代理、これらの行為に関して、利用者の金銭又は暗号資産の管理をすることの勧誘を行うことは禁止されている（資金決済63の2）。このような未登録の暗号資産交換業者を利用して取得する場合も含めて、一時的に必要な暗号資産を取得する場合を判断することは、現実的であるケースもあれば、現実的ではないケースもあり、議論の余地がある。

加えて、DEX（中央に管理者のいない分散型取引所）の中には信頼性の低いものやリスクの高いものも存在するし、交換手数料の負担の問題があることからしても上記のような疑問を提起せざるをえない。結局、法人税基本通達2-3-65や上記解説の内容は、いずれも、法人税法施行令118条の6第5項の文理や趣旨に適合しているのかという疑問にもつながらるため、いずれも修正を検討すべきである。

以上の考察を踏まえると、（法的根拠は判然としないものの）個別法の適用それ自体は合理性を認めうるが、一時的に必要な暗号資産の取得の場合のみ個別法を適用することは困難であるという実際の実務や現状も踏まえて、個別法の採用を明記するほか、個別法以外の選択肢を認めるなど法人税法施行令118条の6第5項の内容の見直しを検討すべきである。あるいは、政令委任のあり方、個別法が強制適用される法的根拠や平均法が排除される法的根拠を整理した上で、場合によっては暗号資産の損益計算ソフトの仕様を確認しつつ、平均法の採用も含めて評価方法を納税者に選択させるような制度に改正することを

検討してもよいであろう。もちろん、同項の規定を存続させるべきか否かも含めて議論してもよい。

（4）法人税法 61 条 1 項の特徴

法人税法 61 条 1 項の特徴をいくつか示しておく。

- ・通常、法人税の課税標準である所得は、益金の額から損金の額を控除して算出する（法人税 22 ②）。法人税法 61 条 1 項がなければ、上記（1）①の対価の額を益金の額、上記（1）②の原価の額を損金の額にそれぞれ別々に算入するところ、同項は短期売買商品等については、損益の純額、すなわち譲渡益を益金の額に算入し、譲渡損失を損金の額に算入することを定めている。
- ・法人税法上、資産の販売又は譲渡に係る収益は、その資産の販売又は譲渡に係る目的物の引渡しの日属する事業年度に計上し、原価はその対応する収益の計上時期に合わせて計上するのが原則である（法人税 22 ②、22 の 2 ①）。これに対して、法人税法 61 条 1 項は、短期売買商品等の損益については譲渡に係る契約をした日の属する事業年度に計上することを定めている。いわゆる約定日基準の採用である。

これは、暗号資産の売手は売買における約定日まで、市場における価格変動によって生ずるリスク等にさらされていると考えられるが、売買等の約定が済んでいるものについて約定日後に生じた含み損益を自己の損益とするのは適当ではないと考えられること、また、後記 4 の実務対応報告において、暗号資産については売買の合意が成立した時点において売却損益を認識することとされていること（13 項）によるものである⁽¹³⁾。
- ・法人税法上、資産の譲渡による収益の額は、その販売又は譲渡をした資産の「引渡しの日における価額」である（法人税 22 ②、22 の 2 ④）。これに対して、法人税法 61 条 1 項は、短期売買商品等の譲渡利益額を計算する場合の収益の額については、「通常得べき対価の額」としている（ただし、両者の内容の相違点は必ずしも明らかではない）。
- ・短期売買商品等のうち、短期売買商品については「短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるもの（有価証券を除く。）」として短期売買目的のものが対象であることを法律に明記している一方、暗号資産については「資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項（定義）に規定する暗号資産」としてこの点を明記していない。この意味で、暗号資産の期末時価評価課税については、基本的に、保有目的を問わないものとなっている⁽¹⁴⁾。
- ・短期売買商品等の譲渡原価を計算する際には、法人が選定した 1 単位当たりの帳簿価額の算出の方法により算出した金額を用いることとしている。

(13) 財務省 HP・前掲注(5)280 頁参照。なお、譲渡及び取得の双方について、約定日基準を適用することが原則ではあるものの、実務上、譲渡及び取得のいずれについても引渡しがあった日の属する事業年度で処理しているのであれば、そのような処理も継続適用を条件として認められている（ただし、事業年度終了の日において未引渡しとなっている短期売買商品等に係るものを除く）（法基通 2-1-21 の 12）。

(14) 期末に有する資産の時価評価損益に対して課税する制度は、単に取得時点の取得目的のみを問うものではないと理解し、本稿では、所有目的ではなく、保有目的と表現している。

2 市場暗号資産の時価評価 (法人税法 61 条 2 項)

(1) 暗号資産の時価評価の要件

法人税法 61 条 2 項は次のとおり定めている。

「内国法人が事業年度終了の時において有する短期売買商品等（暗号資産にあつては、活発な市場が存在する暗号資産として政令で定めるものに限る。以下第四項までにおいて同じ。）については、時価法（事業年度終了の時において有する短期売買商品等をその種類又は銘柄（以下この項において「種類等」という。）の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、その時における価額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて当該短期売買商品等のその時における評価額とする方法をいう。）により評価した金額（次項において「時価評価金額」という。）をもつて、その時における評価額とする。」

暗号資産に対する期末時価評価は「活発な市場が存在する暗号資産として政令で定めるもの」（以下「市場暗号資産」という）に限定している。法人税法は、暗号資産の中には、活発な市場が存在するものと存在しないものがあることを前提としていることがわかる。時価評価の対象は活発な市場が存在する暗号資産のみであるが、活発な市場が存在しない暗号資産について時価が存在しないとまではいっていない。

二重括弧の存在などにより、条文が読みにくくなっているため、要件と効果を整理する。次の①～④が暗号資産の時価評価の要件であり、これらの要件をすべて満たすと⑤の法律効果が発生することになる。

- ①内国法人が
- ②事業年度終了の時において
- ③有する
- ④活発な市場が存在する暗号資産として政令で定めるものについては、
- ⑤時価評価金額をもつて、その時における評価額とする。

上記②により、期末に有する暗号資産のみが時価評価の対象となる。

上記③については、検討しておくべき視点がある。所有権の客体は物であり、不動産以外の物を動産といい、物とは有体物をいい（民 85, 86 ②, 206）、かつ、動産は有体物に限定されるという理解を前提とするならば⁽¹⁵⁾、有体物ではない暗号資産は所有権の対象とならない。よって、③の「有する」は、所有権の対象とならないようなものも包摂する広い概念である。

次項の期末時価評価課税の規定との関係も考慮すると、「有する」とは、暗号資産の価格変動による損益やリスクが帰属することにつながるような概念であるという解釈があり

(15) ただし、暗号資産の文脈でこのような前提を再考する契機を提供する論稿として、森勇斗「暗号型財産の法的性質に関する『物』概念からの再検討—民法 85 条の趣旨に関する制定過程からの問いかけ：暗号通貨（仮想通貨）にかかる議論を踏まえ—」一橋研究 45 巻 1=2 号 1 頁以下（2020）参照。

えよう。このような解釈を採用するならば、単に、他人の暗号資産を預かっており、その価格変動リスクを負っていないような場合には、その預かっている法人は、その暗号資産を「有する」とはいえない。逆に、この場合に暗号資産を預けている法人がその暗号資産を「有する」ことになる⁽¹⁶⁾。

しかしながら、法人税法 61 条 3 項において、時価評価課税の対象となる暗号資産は自己の計算において有する場合に限定されている。そうすると、同項や法人税法 61 条 2 項の「有する」とは、自己の計算において有する以外のものも包摂するような概念でなくてはならない。よって、上記の解釈は採用し難いということになる。この点について、立案担当者は、次のように説明しており、やはり上記のような解釈はとっていない⁽¹⁷⁾。

「会計上、仮想通貨交換業者は、預託者との預託の合意に基づいて仮想通貨を預かった時に、預かった仮想通貨を資産として認識することとされています（実務対応報告 14）。また、預かった仮想通貨について、時価法により評価した金額を期末評価額とする一方、時価評価損益の計上はしないこととされています（実務対応報告 15）。

上記のような会計上の取扱いを踏まえ、税務上も、仮想通貨交換業者が顧客から預かった仮想通貨についても時価法により評価した金額をもってその評価額とする一方、評価損益を計上する仮想通貨を、預り仮想通貨以外の仮想通貨、すなわち、自己の計算において有する仮想通貨に限定することとされているものです。」

上記の実務対応報告とは、企業会計基準委員会による実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（平成 30 年 3 月 14 日）（以下「実務対応報告」という）を指している。この実務対応報告の内容については、後記 4 で整理する。

上記④及び法人税法 61 条 1 項により、資金決済法上の暗号資産であり、かつ、市場暗号資産が期末時価評価の対象となる。

(2) 時価評価金額とは

法律効果を定める上記 (1) の⑤の時価評価金額とは、事業年度終了時において有する暗号資産をビットコインやイーサなどその種類の異なるごとに区別し、同じ種類の暗号資産ごとに、公表最終価格等にその暗号資産の数量を乗じて計算した金額である。この場合の暗号資産は、市場暗号資産に限定される。暗号資産の公表最終価格等の意義については、次のとおりである（法人税令 118 の 8 ①三、四）。

- ① 価格等公表者によって公表されたその事業年度終了の日におけるその市場暗号資産の最終の売上の価格。ただし、公表された同日における最終の売上の価格がない場合には、同日前の最終の売上の価格が公表された日でその事業年度終了の日に最も近い日にお

(16) この場合でも、DEX に流動性を供給してトークンを受領した場合のいわゆる LP トークン、異なるブロックチェーン間でトークンを移動させるときなどに使用するラップドトークンの場合はどうなるのかなどの問題がある。

(17) 財務省 HP・前掲注(5)284 頁

るその最終の売買の価格とする。

- ② 価格等公表者によって公表されたその事業年度終了の日における市場暗号資産の最終の交換比率に、その交換比率により交換される他の市場暗号資産に係る上記①の価格を乗じて計算した金額。ただし、公表された同日における最終の交換比率がない場合には、同日前の最終の交換比率が公表された日でその事業年度終了の日にも近い日におけるその最終の交換比率を用いる。

上記の価格等公表者とは、原則として、市場暗号資産の売買価格等を継続的に公表し、かつ、その公表する売買価格等がその市場暗号資産の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えている場合におけるその公表をする者である（解釈の参考になりうるものとして、法基通2-3-29参照）。ただし、その公表をする売買価格等に係る法人税法施行令118条の7第2号の取引が主としてその内国法人が自己の計算において行った取引である場合にはその内国法人は除かれる（次の(3)の②参照）。したがって、その内国法人はその売買価格等により時価評価金額を計算することはできない⁽¹⁸⁾。

(3) 市場暗号資産とは（時価評価の対象となる暗号資産の範囲）

時価評価の対象となる活発な市場が存在する暗号資産（市場暗号資産）とは、法人が有する暗号資産のうち次の要件の全てに該当するものをいう（法人税令118条の7）。

- ①継続的に売買価格等（売買の価格のことをいい、他の暗号資産との交換比率を含む）の公表がされ、かつ、その公表がされる売買価格等がその暗号資産の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えているものであること
- ②継続的に上記①の売買価格等の公表がされるために十分な数量及び頻度で取引が行われていること
- ③次の要件のいずれかに該当すること
- イ 上記①の売買価格等の公表がその内国法人以外の者によりされていること
- ロ 上記②の取引が主としてその内国法人により自己の計算において行われた取引でないこと

各要件を設けた趣旨等については、次のとおり説明されている⁽¹⁹⁾。

- ・ 売買目的有価証券の時価の定義と同様に⁽²⁰⁾、単なる公表ではなく売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えている価格等の公表に限定するための要件として上記①の要件が設けられた。
- ・ 実務対応報告8項に対応する要件として上記②の要件が設けられた。
- ・ 公正な価格が存在する暗号資産に限定するための要件として上記③の要件が設けられた。上記③の要件は、上記①の売買価格等を公表する者が自己のみであり、かつ、その

(18) 財務省HP・前掲注(5)286頁参照。

(19) 財務省HP・前掲注(5)284頁参照。

(20) 法人税法施行令119の13第1項のことであろうか。短期売買商品に係る同令118条の8第1項1号及び2号は意識されていないのであろうか。

売買価格等が主として自己の計算において行われた取引によって形成された価格である場合には、これを評価額として認めると、時価を自ら創出・操縦することによる利益調整が可能となることから、このような価格は法人税の観点から公正な価格とはいえないため、このような不公正な価格しか存在しない暗号資産は時価法の対象としないこととするために設けられた要件である。

上記②の要件について、実務対応報告（8項及び47項。後記4参照）を踏まえて、次のような解釈を採用することが考えられる。

- ・ 保有する暗号資産の種類、その保有する暗号資産の過去の取引実績及びその保有する暗号資産が取引の対象とされている取引所又は販売所の状況等を勘案し、個々の暗号資産の実態に応じて判断する。
- ・ 上記の判断に際して、例えば、合理的な範囲内で入手できる価格情報が取引所又は販売所ごとに著しく異なっていると認められる場合や、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい場合には、通常、市場は活発ではないと判断される。

上記③の要件について、暗号資産交換業者の場合には、ある暗号資産について、自己の運営する取引所又は販売所の売買価格等以外の売買価格等が存在すれば、その暗号資産は上記③イの要件に該当することになるし、ある暗号資産について、自己の運営する取引所又は販売所の売買価格等のみが公表されている場合でも、その売買価格等が主として他の者の計算において行われた取引（取次ぎ又は代理）によるものである場合には、その暗号資産は上記③ロの要件に該当することになる⁽²¹⁾。

上記①から③までのいずれかの要件に該当しない売買価格等と上記①から③までの全ての要件に該当する売買価格等の双方が存在する暗号資産は、活発な市場が存在する暗号資産として時価法を適用することになる。その法人が公表したある売買価格等に係る上記②の取引が主としてその法人が自己の計算において行った取引である場合には、その売買価格等は評価額の基礎として用いることができない⁽²²⁾。

なお、法人が事業年度終了の時において市場暗号資産に該当せず（その事業年度の期間内のいずれかの時において市場暗号資産に該当していたものに限る）、かつ、自己の計算において有する一定の暗号資産（以下「期末保有暗号資産」という）を有する場合には、その事業年度終了の時において、価格等公表者によって公表された直近売買価格等公表日における期末保有暗号資産の最終の売買の価格等で期末保有暗号資産を譲渡し、かつ、その期末保有暗号資産をその金額により取得したものとみなされる（法法61⑥、法令118の10①⁽²³⁾）。

3 時価評価損益の益金・損金算入（法人税法61条3項）

法人税法61条3項は次のとおり定めている。

「内国法人が事業年度終了の時において短期売買商品等を有する場合（暗号資産にあ

(21) 財務省 HP・前掲注(5)284頁参照。

(22) 財務省 HP・前掲注(5)284頁参照。

つては、自己の計算において有する場合に限る。)には、当該短期売買商品等に係る評価益(当該短期売買商品等の時価評価金額が当該短期売買商品等のその時における帳簿価額(以下この項において「期末帳簿価額」という。)を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。次項において同じ。)又は評価損(当該短期売買商品等の期末帳簿価額が当該短期売買商品等の時価評価金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。次項において同じ。)は、第二十五条第一項(資産の評価益の益金不算入等)又は第三十三条第一項(資産の評価損の損金不算入等)の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。」

暗号資産との関係で要件と効果を整理する。次の①～④が要件であり、これらの要件をすべて満たすと⑤の法律効果が発生することになる。

- ①内国法人が
- ②事業年度終了の時において
- ③市場暗号資産を
- ④有する場合(自己の計算において有する場合に限る)には、
- ⑤その評価益又は評価損(時価評価金額-期末帳簿価額)は、評価損益を計上しない原則規定にかかわらず、益金の額又は損金の額に算入する。

上記②により、期末に有する暗号資産のみが時価評価課税の対象となる。

上記③について、時価評価の対象となる暗号資産は、前記2(3)の市場暗号資産に限定されている(法人税法61②)。

上記④については、法人税法61条2項の場合と同様に「有する」の意味内容の議論をなしうる(前記2(1)参照)。ただし、法人税法61条2項と異なり、暗号資産の評価損益の算入の対象、すなわち期末時価評価課税の対象は、自己の計算において有する場合に限定されている。よって、暗号資産交換業者が顧客から預かっている暗号資産は、当該業者において、期末時価評価の対象になるとしても評価損益の算入対象にはならない。

上記⑤の期末帳簿価額は、法人税法25条2項の評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合にはその増額をした後の帳簿価額、同法33条2項の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額した場合には同項に規定する差額に達するまでの金額の減額をした後の帳簿価額、同条3項に規定する評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合にはその

(23) 財務省HP・前掲注(5)288頁では、かかる取扱いについて、「実務対応報告においても、仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨について、活発な市場が存在する仮想通貨が、その後、活発な市場が存在しない仮想通貨となった場合、活発な市場が存在しない仮想通貨となる前に最後に観察された市場価格に基づく価額をもって取得原価とし、評価差額は当期の損益として処理することとされています(実務対応報告11)。ただし、活発な市場であるかどうかは機械的に区分できず、活発な市場であるかどうかの判定を毎日行うことは現実的でないという点を踏まえ、課税関係の安定性を考慮し、活発な市場であるかどうかの判定を少なくとも期末時に行い、期首又は期中のいずれかの時点では活発な市場であったものが期末には活発な市場でなくなっていたという事実をみなし譲渡の発動条件として設定した上、期末からみて直前に売買価格等の公表がされた日をもって活発な市場でなくなったと仮定して、その日において譲渡したものとした場合の損益を期末において計上するという構成とされています。」と解説されている。

減額をした後の帳簿価額となる（法人税令 118 の 9 ⑥）。

なお、上記により、当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入した金額相当額は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する（法令 118 の 9 ①）。いわゆる洗替処理である。翌事業年度の期首帳簿価額は、当該事業年度末における市場暗号資産の帳簿価額からその洗替処理により損金の額に算入される金額相当額を減算し、又はその帳簿価額にその洗替処理により益金の額に算入される金額相当額を加算する。取得価額への戻入れも行われることになる（法人税令 118 の 9 ④）⁽²⁴⁾。

4 実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」の整理

実務対応報告では、資金決済法上の暗号資産を対象に、期末に時価評価して損益計上するなど暗号資産に関する会計処理の実務上の取扱いを明らかにしている。法人税法において、活発な市場が存在する暗号資産該当性の判断の際に参考となる可能性がある部分を中心に実務対応報告の内容を整理しておく。特に参考になる部分は下線を引いている。なお、読みやすさのために、実務対応報告において用いられている仮想通貨という語を暗号資産に置き換えて記載している。

(1) 活発な市場が存在する暗号資産

暗号資産交換業者及び暗号資産利用者は、保有する暗号資産（暗号資産交換業者が預託者から預かった暗号資産を除く。以下、4において同じ）について、活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもってその暗号資産の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理する（5項）。

活発な市場が存在する場合とは、暗号資産交換業者又は暗号資産利用者の保有する暗号資産について、継続的に価格情報が提供される程度に取引所又は販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合をいう（8項）。

市場価格とは、市場（取引所及びこれに類する市場のほか、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等も含まれる）において形成されている取引価格（取引により成立している価格）、気配又は指標その他の相場をいう。なお、市場価格が公正な評価額を示している場合には、その市場価格に基づく価額は時価に該当する（4項（7））。時価とは、公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識を持つ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額をいい、市場価格に基づく価額と市場価格がない場合の合理的に算定された価額により構成される（4項（6））。

(24) なお、財務省 HP・前掲注(5)278 頁は、法人税法では、実務対応報告と異なり、切離し低価法を採用していない理由について次のように説明している。

「実務対応報告では、活発な市場が存在しない仮想通貨については、処分見込価額が取得原価を下回る場合には処分見込価額まで帳簿価額を切り下げ、その切り下げた後には切放し法を適用することとされています（実務対応報告 6、7）。法人税法においては、有価証券及び棚卸資産の評価に関して、切放し低価法は保守的にすぎるという理由で廃止されており、有価証券の評価に関して、いったん価格が下落すると回復しにくいといった事情がないことから低価法が廃止されています。活発な市場が存在しない仮想通貨についても、いったん価格が下落すると回復しにくいといった事情がないことから、低価法を認めないこととされました。」

暗号資産交換業者及び暗号資産利用者は、保有している活発な市場が存在する暗号資産の期末評価において、市場価格として取引所又は販売所で取引の対象とされている暗号資産の取引価格を用いるときは、保有する暗号資産の種類ごとに、通常使用する自己の取引実績の最も大きい取引所又は販売所における取引価格（取引価格がない場合には、暗号資産取引所の気配値又は暗号資産販売所が提示する価格）を用いることとする。なお、期末評価に用いる市場価格には取得又は売却に要する付随費用は含めないものとする（9項）。

自己の運営する取引所又は販売所との関係について、暗号資産交換業者において、上記の通常使用する自己の取引実績の最も大きい取引所又は販売所が自己の運営する取引所又は販売所である場合、その暗号資産交換業者は、自己の運営する取引所又は販売所における取引価格等（取引価格、取引所の気配値及び販売所が提示する価格）が公正な評価額を示している市場価格であるときに限り、時価として期末評価に用いることができる（10項）。

（2）活発な市場が存在しない暗号資産

活発な市場が存在しない場合には取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む）が取得原価を下回る場合には、その処分見込価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価とその処分見込価額との差額は当期の損失として処理する（6項）。この場合において、前期以前に暗号資産の取得原価と処分見込価額との差額を損失として処理したときは、その損失処理額について、当期に戻入れを行わない（7項）。

（3）暗号資産の期末処理の基本的な考え方

期末における暗号資産の評価に関する会計処理を検討するに当たっては、これまでの我が国の会計基準における評価基準に関する考え方を参考に、資産の保有目的や活発な市場の有無の観点から、基本的な考え方を整理した（34項）。

これまでの我が国の会計基準では、資産の保有目的について、売買目的有価証券やトレーディング目的で保有する棚卸資産など時価の変動により利益を得ることを目的として保有する資産については時価で評価することが適当とされており、通常の販売目的で保有する棚卸資産や製造設備など時価の変動ではなく事業活動を通じた資金の獲得を目的として保有する資産については取得原価で評価することが適当とされている（35項）。

ここで、活発な市場が存在する暗号資産は、主に時価の変動により売却利益を得ることや決済手段として利用すること、暗号資産交換業者が業務の一環として暗号資産販売所を営むために暗号資産を一時的に保有することを目的として保有されることが現時点において想定される。このため、活発な市場が存在する暗号資産は、いずれも暗号資産の時価の変動により保有者が価格変動リスクを負うものであり、時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものに分類することが適当と考えられる。なお、時価は市場価格に基づく価額と市場価格がない場合の合理的に算定された価額の2つに区分されているが、活発な市場が存在する暗号資産については、活発な市場における市場価格が存在することから、市場価格に基づく価額を時価として使用することになると考えられる（36項）。

一方、活発な市場が存在しない暗号資産は、時価を客観的に把握することが困難であることが多く、また、時価により直ちに売買・換金を行うことに事業遂行上等の制約がある

ことから、時価の変動を企業活動の成果とは捉えないことが適当と考えられる（37項）。

以上より、暗号資産の評価基準については、資産の保有目的や活発な市場の有無の観点から、活発な市場が存在する暗号資産については市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理することとし、活発な市場が存在しない暗号資産については取得原価をもって貸借対照表価額とすることとした（38項）。審議の過程では、暗号資産交換業者又は暗号資産利用者が一度に売買・換金できないほどに暗号資産を大量に保有している場合、市場価格に基づく価額により時価評価を行ったときには、時価を過大に評価する懸念があることから、取得原価で評価すべきではないかとの意見が聞かれた。この点、活発な市場の判断規準を、継続的に価格情報が提供される程度に取引所又は販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われていることとしたため、暗号資産に活発な市場が存在する場合には、当該暗号資産の大量保有による市場価格への影響を考慮する必要性は高くないと判断した（39項）。

（4）活発な市場の判断規準

我が国の会計基準において、「市場には、公設の取引所及びこれに類する市場のほか、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等が含まれる」とされており（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（注2））、「取引所及び店頭において取引が行われていなくても、随時、売買・換金等を行う取引システム（例えば、金融機関・証券会社間の市場、ディーラー間の市場、電子媒体取引市場）が流通性を確保する上で十分に整備されている場合には、そこで成立する取引価格を市場価格とすることができる」とされている（金融商品実務指針51項）。よって、随時に、売買・換金を行うことができる暗号資産取引所や暗号資産販売所は、ここでいう市場に含まれうると考えられる（45項）。

また、我が国の会計基準においては、「活発な市場」の状況について、例えば、棚卸資産会計基準3項において「売却には、通常の販売のほか、活発な市場が存在することを前提として、棚卸資産の保有者が単に市場の価格の変動により利益を得ることを目的とするトレーディングを含む。」との定めがある。また、金融商品実務指針第53項②では、市場（取引所若しくは店頭）において取引がなされていても実際の売買事例が極めて少ない金融資産又は市場価格が存在しない金融資産については、活発な市場における市場価格がないものに該当するとしている（46項）。

これらの定めにおいて、「活発な市場」の定義は行われていないが、国際的な会計基準においては「活発な市場」の判断規準についての考え方が示されていることから、これらを参考に、暗号資産交換業者又は暗号資産利用者の保有する暗号資産について、継続的に価格情報が提供される程度に暗号資産取引所又は暗号資産販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合をいうこととした。

なお、継続的に価格情報が提供される程度に取引所又は販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合については、保有する暗号資産の種類、その保有する暗号資産の過去の取引実績及びその保有する暗号資産が取引の対象とされている取引所又は販売所の状況等を勘案し、個々の暗号資産の実態に応じて判断することが考えられる。この判断に際して、例えば、合理的な範囲内で入手できる価格情報が取引所又は販売所ごとに著しく異なっていると認められる場合や、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい場

合には、通常、市場は活発ではないと判断されるものと考えられる (47項)。

(2022.5.22 受稿, 2022.6.28 受理)